

新宿区の木 けやき

落合第一地区協議会だより

# みどりの風

平成 20 年第 4 号

編集・発行 落合第一地区協議会：03（3951）9196（落合第一特別出張所内）  
平成 20 年 11 月 17 日 発行

## 特集：活躍する地域団体を知ろう！

### 「ともにつくる」まちの可能性：その2



地区協の全体会で各団体が情報共有する様子（左）と団体の様々な活動

前回の「みどりの風」第3号では、3つの団体の地域活動のプロに、地区協議会が今後「ともにつくるみどり豊かで安心なまち」というビジョンをどのように実現していけるのかについて、インタビューを行いました（まだ見ていない方は、上記の連絡先までご連絡を！）。

その中で、既に各団体が「みどり」や「安心」について様々な活動を行っていること、そして地区協議会と協力する余地があるということを知ることができました。

そこで・・・

今回は「みどり」や「安心」の分野で既に活躍している多くの団体の活動を知ると同時に、地区協議会と他の団体がどのような分野で協力することができるのかを把握するため、アンケート調査を行い、その結果をまとめてみました。

あわせて、みなさんに地域の団体をよく知っていただけるように、別冊で地域団体の一覧を作成しました。この地域でどのような団体がどのような活動をしているのか。みなさん、是非チェックしてみてください！

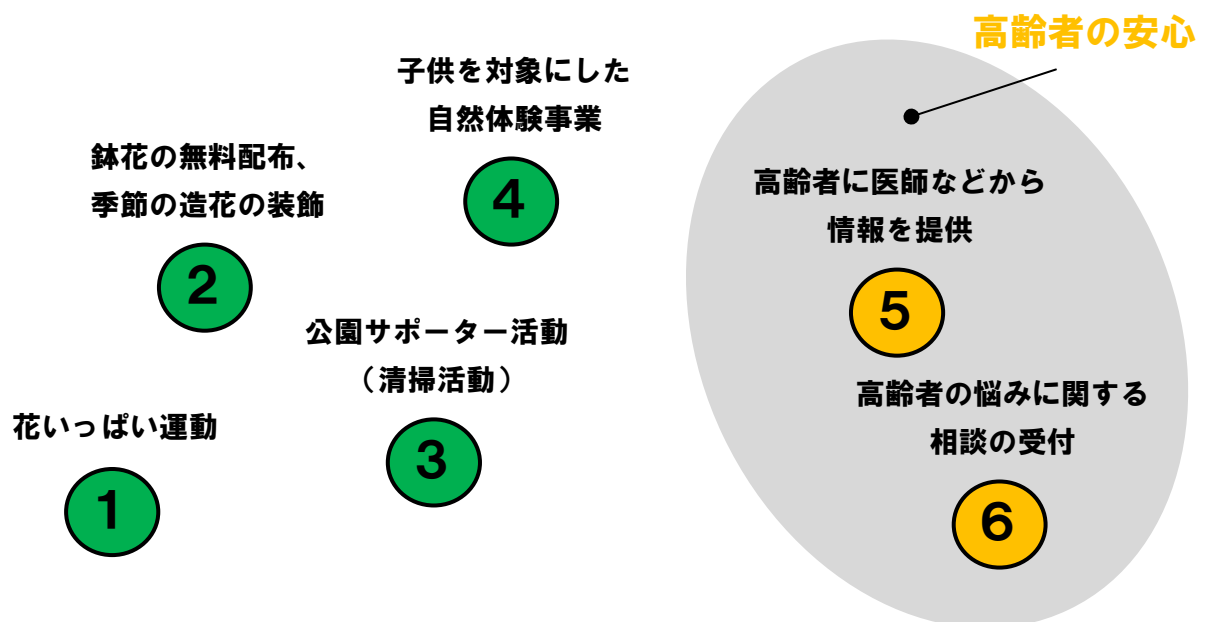
特集：活躍する地域団体を知ろう！

## 様々な分野で活躍する地域団体

地区協議会では、既に地域で活躍する諸団体が、「みどり」と「安心」についてどのような活動を行っているのか、また、どのようなことで地区協と協力する余地があるのかを探るため、アンケート調査を行いました。その結果、主に以下のようなことがわかりました。

- ・「安心」については、大きく分けて「高齢者」「子供」「健康」「犯罪」「災害」の5分野に関わる活動が、地域の団体で既に行われている
- ・多くの団体が、自身の活動と関わる範囲内であれば地区協と協力すると回答（地区協の無灯火防止啓発活動への参加やイベント開催への協力など）
- ・各団体が地区協に協力を求めることとしては、①団体の活動への参加を、地区協メンバーや地域住民へ呼びかける②団体が取り組んでいる課題を地域に周知させるなど、PRに関わる要請が多かった
- ・地区協の位置づけがまだよくわからないという声がある一方で、各団体の「とりまとめ役」や「パイプ役」になることを期待する意見があった

## 落合第一地域：みどり・安心活動マップ



1. 新宿区高齢者クラブ連合会（落合地区）
2. 中井商工会
3. 落合の緑と自然を守る会
4. 新宿区青少年活動推進委員
5. 高齢者給食やまぶき
6. 落合第一地区民生・児童委員協議会
7. スクール・コーディネーター（落合中学校）
8. 落合第一地区青少年育成委員会
9. 落合第一地区小学校 PTA（落合第一小学校）  
落合第一地区中学校 PTA（落合中学校）

10. 戸塚防犯協力会
11. 新宿区保護司会戸塚分区
12. 落一環境アドベンチャー
13. 新宿消防団第11分団
14. 新宿防火防災協会
15. 落合第一地域センター管理運営委員会
16. 日赤落合第一分団
17. 落合第一地区町会連合会
18. 新宿区体育指導委員（落一地区担当）  
落合中学校区地域スポーツ文化協議会

子供の安心

子供の居場所づくり

7

様々な年齢の子供達の  
交流の場づくり

8

子供の安全を守るための  
郊外パトロールの実施

9

安全パトロール隊による  
子供の登下校の見守り

10

子育てに関する相談  
の受付

6

安全ポスターの作成・掲示

8

不法投棄の監視

更生保護活動

11

安全・安心パトロール

12

3

犯罪からの安心

災害からの安心

火災・水害を想定した  
防災訓練の実施

13

火災警報器の普及広報活  
動、救命救急講習の実施等

14

危機管理、特に防災に  
ついての講演会等の実施

15

健康の安心

募金活動

16

町会対抗大運動会の開催

17

スポーツ交流会の開催

7 + 18

## 1. 地区計画の対象区域を決定しました

この度、地区計画の第一回対象区域を下図の通り、下落合2丁目と4丁目の一部として計画を進めることを決定いたしましたので、ご報告いたします。

地区計画とは、都市計画法に定められたまちづくりの一手法で、比較的小規模な地域を対象として、そこにお住まいの方々の合意に基づいて、その地域にふさわしいまちづくりのルールを決めることができる制度です。

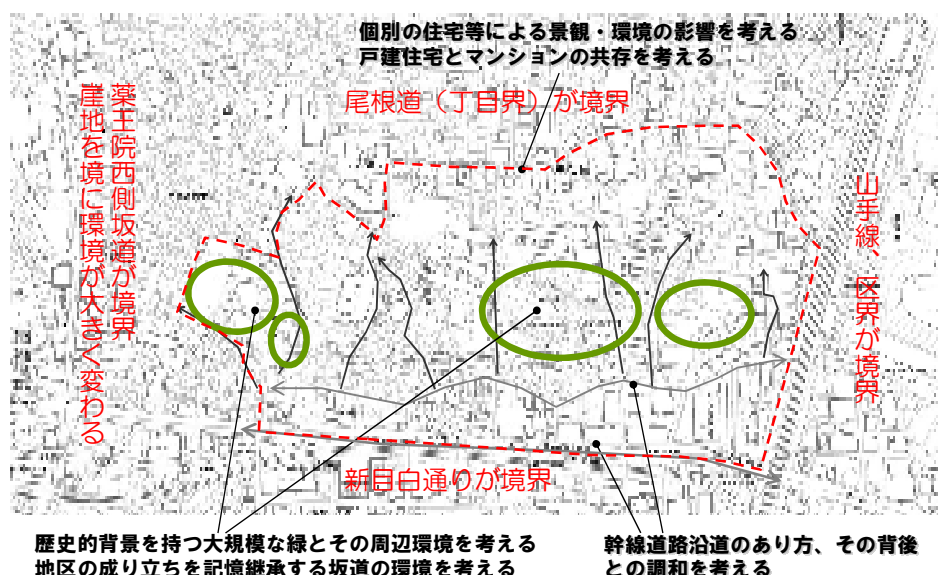
現在住んでいる地域の緑を守るなど、地区計画はその地区で生活している方々の視点でその地区の特徴を活かした街並みづくりや、環境維持のためのルールを行政と一緒に決めて、行政はそのルールに則りまちづくりを進めていくことになります。

落合第一地区の対象地域を選定するにあたっては、地区内で特にみどり豊かな環境にある、おとめ山公園を中心とした区域を先行モデルとして地区計画を進め、今後、順次他の地域に計画を広げていくこととなりました。

対象地域決定後は、いよいよ、その地区のあり方・ルールづくりに入ることとなります。具体的には、地域全体の緑化基準やおとめ山湧水を守るための方策等々、種々のまちづくりの制度を検討してまいります。

最終的には、行政（区）が区域にお住まいの方々のご意見をもとに種々のルールを定め、これにそって、街並みを整備・保全することとなります。

### ●地区の境界案



## 2. 「区民ふれあいの森」整備に向けた おとめ山公園隣接民有地の取得について

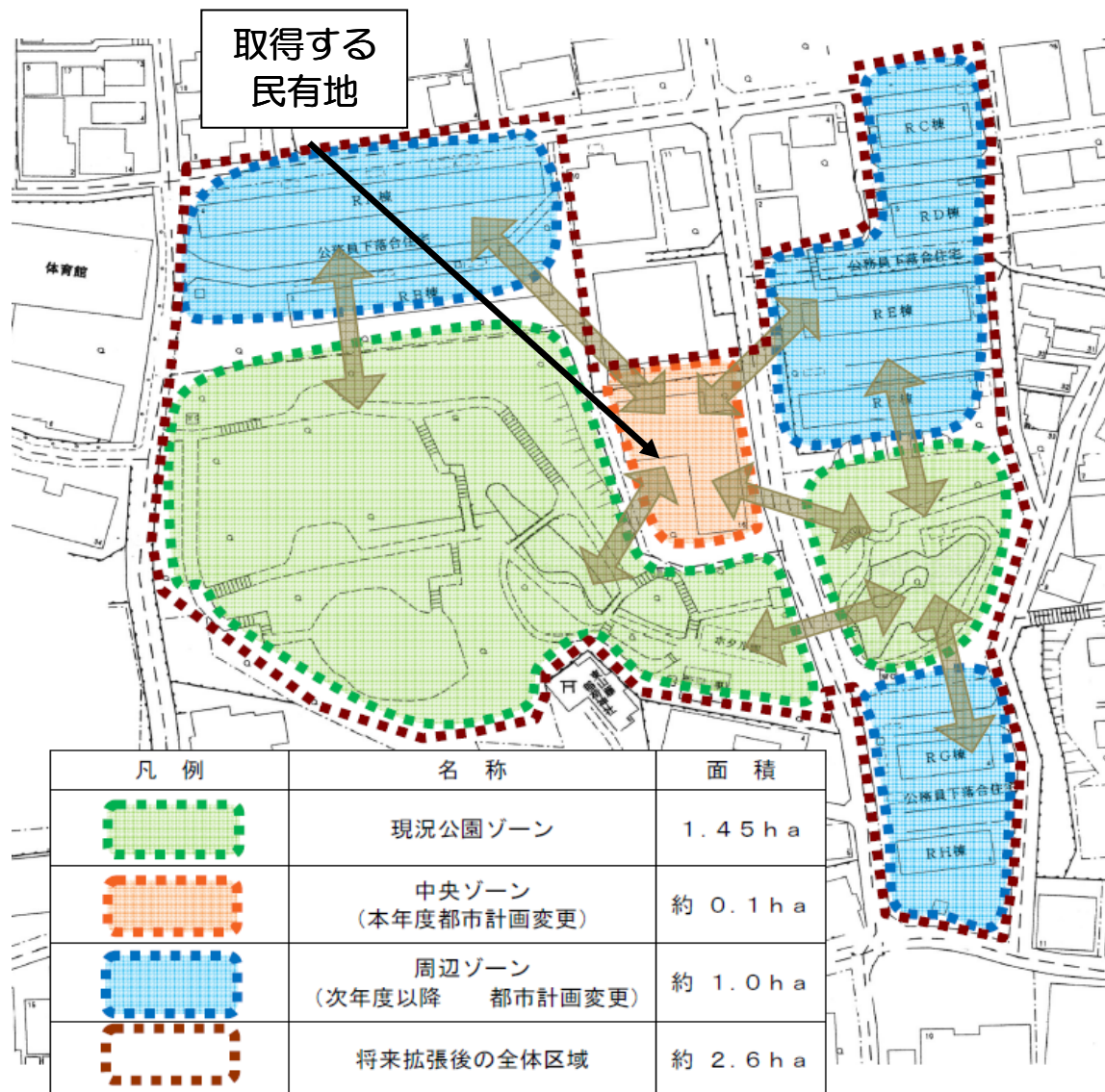
平成 20 年 9 月 17 日（水）落合第一地域センターにて、地区協議会のメンバーを対象に、新宿区都市計画課、みどり公園課によるおとめ山公園に隣接する民有地取得についての説明会が開催されました。

説明によると、区がおとめ山公園に隣接する民有地を取得し、おとめ山公園とあわせ「区民ふれあいの森」の一部として整備することになるそうです。

これにより、既存公園と整備予定の公務員宿舍用地との全体的な連携を図るなど、公園としての動線的機能を高め、よりよい公園とすることができるとのことでした。

また、これに伴い、都市計画の変更を行い、「区民ふれあいの森」の整備を都市計画事業として実施することになるそうです。

今回区が取得する民有地は下の図をご参照下さい。また、都市計画の変更等に関する詳しい内容につきましては、落合第一特別出張所にお問い合わせ下さい。



地区協議会  
**ちくきょう**活動報告 その2

**安心**

## 1. ご存知ですか？自転車走行ルールが変わりました

自転車は、通勤・通学・買い物など私たちの生活の一部となった、大変便利な乗り物です。

その自転車の道路交通法が、今年の6月に改正され新聞やテレビなどで、改めて注目されたのを皆様ご存知の事と思います。この機会に自転車の正しい乗り方をもう一度確認したいと思います。

### 1. 自転車は、車道が原則歩道は例外

但し、13歳未満の者は歩道を走行できます。

【罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金】

### 2. 車道は左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

【罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金】

### 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。

【罰則 2万円以下の罰金又は科料】

### 4. 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進は禁止・夜間はライトを点灯・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

【2万円以下の罰金又は科料から100万円以下の罰金又は5年以下の懲役まで】

### 5. 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、乗車用のヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



出所：東京都青少年治安対策本部

以上が自転車安全利用五則と言われるものです。もちろん、運転中の携帯電話や雨の日の傘さし運転なども大変危険です。私たちの住んでいるこの地域は坂道や細い道も多く、運転者のルールの認識やマナーが徹底されないと安全にはつながりません。そこでもう一度改正道路交通法を確認し、子どもからお年寄りまでが安心して暮らせる「安心・安全な町・落合」を目指すため、地域の皆様方にご理解とご協力をお願いいたします。

## 2. 戸塚警察、消防団第11分団、おとめ山の自然を守る会も参加！

### ー自転車PT無灯火防止啓発キャンペーン実施報告ー

平成20年9月25日（木）午後7時から約1時間、目白通り（ピーコック前）および新目白通り（桃山前）にて、自転車無灯火防止啓発キャンペーンを実施しました。

地区協委員12名、第一特別出張所4名の他、戸塚警察2名、消防団第11分団3名、おとめ山の自然を守る会1名が参加をしてくれました。

今回は6回目であり、ティッシュペーパーをもらってくれる人が多くなったような印象がありました。また、暗くなるに連れてライトをつける自転車が多かったようにも思います。

次回は11月19日（水）に実施を予定しています。

## 3. ふるさと落合第1回「ふるさとの水と緑を語る座談会」開催



ふるさと落合（PT）では、平成20年7月12日（土）午後1時30分から「ふるさとの水と緑を語る座談会」を開催しました。第1回として、今回はおとめ山周辺を中心とした「水と緑」に関するお話を伺うため、6名のパネリストをお呼びして、戦中・戦後のおとめ山一帯の、ご記憶に残るさまざまな思い出を語っていただきました。

今回のパネリスト：

松尾徳三・米村哲次・高田定男・高田保雄・松本征男・大野俊子（敬称略）

この座談会の模様はビデオカメラで録画し、行く行くはDVDとして保存していく予定です。今回の座談会の様子も、4台のビデオカメラで撮影をしました。現在ビデオテープは落合第一特別出張所内地区協事務局に保管してありますので、興味のある方は、お問い合わせ下さい。11月15日（土）には、中落合を中心とした第2回座談会を行いましたので、次号でご報告いたします。

## 落合第一地区協議会ロゴマーク・大募集！！

落合第一地区協議会（地区協：ちくきょう）では、引き続き、地区協のスローガン、「とものつくるみどり豊かで安心なまち」のイメージを基調としたロゴマークを下記の要領で募集します。

採用されたロゴは地区協のシンボルマークとして、地区協議会の諸活動で使用するのぼりやベスト、広報誌等で使用されます。みなさん、奮ってご応募ください！

### ＜募集要項＞

＜条 件＞地区協のスローガンのイメージを反映させること。手書き、電子データ両方可。

＜締め切り＞平成21年1月31日（木）午後5時

＜提出場所＞落合第一特別出張所（担当：関口、連絡先：3951-9196）

☆ご応募の中から、地区協ロゴマークに最もふさわしいものを選び、広報誌「みどりの風」で発表させていただきます。採用された方には薄謝を差し上げます。尚、ご応募いただいた作品は返却いたしません。また、採用された作品の著作権等の知的所有権は、全て地区協が所有するものと、させていただきますので、その旨ご了承下さい。

### 編集後記

10月5日の新聞折込で配布された広報「新宿区の地区協議会」をお読みいただいたでしょうか？

地区協議会は3年前に、区内特別出張所毎に、各々の地区の特性を生かしたまちづくりと区政との意見交換の場として設立されました。

当落合第一特別出張所管内におきましても、各地域活動団体から推薦された委員20名と、公募委員30名、及び事務局4名で発足。まちづくり方針のスローガンを

「とものつくるみどり豊かで安心なまち」と決め、みどり・湧水・史跡等の調査、自転車安全運転のキャンペーン等の活動を行ってまいりました。

今後もスローガンに則り、みどりと安心を最重要課題として取り組んでまいります。地域の皆様のご理解・ご協力・ご参加がなければまちづくりは進みません。皆様も種々のご意見・ご提案をお持ちだと思います。「自分達のまちは自分達の手で」・・・落合第一地区のまちづくりに是非お手を貸して下さい。どうぞよろしくお願いいたします。（連絡先：落合第一特別出張所 関口まで）

